

別表第6 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
その他	高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2
			0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 研究職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級		
			1級	2級	3級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒			7
			0	7	
	短大卒業程度	短大卒		2.5	7
			0	2.5	10
その他	高校卒業程度	高校卒		5	7
			0	5	13
その他		中学卒		6	7
			3	9	17

備考 生物学その他高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者のうち、理事長が定める者に対するこの表の適用については、その者の知識経験を考慮して理事長が別に定める。

(3) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴 免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 栄養士 衛生検査技師	大学卒			5	3	2
		0	0	5	8	10
	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線 技師	大学卒			5	3	2
		0	0	5	8	10
臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11
診療エックス 線技師	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	5	10	13	15
		0	1	6	9	11
	短大2卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	5	10	13	15
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
4		10	15	18	20	

備考 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(5) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
		0	5	10	12	
	短大卒			7	5	2
		0	7	12	14	
准看護師	准看護師		7	7	8	
	養成所卒	0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(6) 医療職給料表(4)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
介護福祉士	短大卒		5.5	10.5	
		0	5.5	16	
	高校卒		8	11	
		0	8	19	

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、資格を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(7) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16